

おかやま元気な森づくり推進事業調査要領

平成 26 年 4 月 1 日 治第 3 号
(略)

改正	令和 3 年	3 月 19 日	治第 748 号
改正	令和 4 年	3 月 18 日	治第 748 号
改正	令和 4 年	9 月 7 日	治第 344 号
改正	令和 5 年	3 月 31 日	治第 722 号
改正	令和 5 年	7 月 14 日	治第 267 号

第1章 総則

第1 趣旨

おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け、治第 1 号）第 4 条に定める竣工調査（以下「調査」という。）は、この調査要領の定めるところによるものとする。

第2 調査員

- 1 調査は「岡山県造林事業調査要領」（昭和 53 年 7 月 20 日付け、治第 359 号、以下「造林調査要領」という。）第 2 に定める調査員が行うこととする。
- 2 調査員は厳正かつ公平に調査を行わなければならない。

第3 調査の対象

調査は、原則として申請のあった施工地 1 か所ごとに行うものとする。

第4 調査の認定

- 1 第 3 に規定する調査の結果、当該施行地が要領等関係規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で、当該年度における一定期間内に手直しを行ったものについては、再調査を行うものとする。

第5 調査調書の作成

調査員はおかやま元気な森づくり推進事業調査調書（様式第 1 号）を作成する。

第6 調査調書の保存

調査調書及びこれらに類する書類は市町村、森林組合等ごとに一括し、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存しなければならない。

第2章 調査

第1節 共通事項

第7 調査の趣旨

調査は、その内容がおかやま元気な森づくり推進事業実施要領に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。

その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）等が添付された申請の場合は、第 9 から第 13 までに及び第 16 から第 22 に定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

第8 GIS等の活用

- 1 調査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（調査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等を岡山県森林クラウド等の GIS 等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び調査に活用する。
- 2 前項1の GIS 等で管理し活用できる情報（以下「GIS等登録情報」という。）のある施行地において申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等に GIS 等登録情報を利用する。

第9 施行地の位置確認

施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、県の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、岡山県森林クラウド等の GIS 等で照合・確認するものとする。

第10 施行地の区域確認

- 1 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。
- 2 不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

第11 除地

施行地内の施業不可能地であって1か所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1か所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

第12 測量成果・面積の確認

- 1 第8の2の GIS 等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、次のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
 - (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (2) 地球測位システム（GNSS）等による測量成果の提出があった場合は、2か所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、調査員は申請者に再測量を命じるものとする。
- 3 精度の高い既存の図面により申請のあった場合には、調査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、確認するものとする。

第13 本数の確認

- 1 本数の確認については、次のいずれかの方法（以下「本数調査法」という。）による。
 - (1) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に100m²を基準として区域（以下「標準地」という。）を設定し、区域内の本数を計測する方法
 - (2) 施行地内の標準的な植列において調査対象11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ計測し、列間距離の平均値を求め、本数を算出する方法又はこれに

類する方法

- 2 標準地（前項1の(2)の場合も含む。）の設定箇所数は、交付申請の面積により原則として次のとおりとする。
 - (1) 1.0ha未満の場合 1か所以上
 - (2) 1.0ha以上の場合 2か所以上とし、2.0ha増すごとに1か所以上加算

第14 書類の確認

- 1 施行地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を調査調書に記入する。
- 2 事業完了時点の確認は原則として完了届等事業主体からの届出による事業完了年月日によるものとする。
- 3 森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。）が、所有森林の事業（森林組合等受託施行として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ。）に従事している場合は、交付要綱第3条の5に規定された基準を満たしているか、作業日報等により確認する。
- 4 申請書等に基づき、1から3のほか次の事項を確認する。
 - (1) 委任事項（申請と受領等）
 - (2) 契約関係（受託契約、請負契約等）
 - (3) 事業主体が森林所有者の団体である場合にはその規約の内容、構成員の氏名、又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容、造林地の森林所有者
 - (4) その他要領等関係規定に照らし必要な事項
- 5 調査員は、必要に応じて事業主体に確認した書類の写しを求めることができる。

第15 現場監督費及び社会保険料等の確認

間接費を加算する施行地においては、次のことを確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人請負者が含まれる場合にあっては、当該個人請負者に対する実質的な管理・監督の状況の記録の有無を証明書により確認する。

第2節 施業種ごとの調査事項

第16 除伐・間伐、針広混交林等誘導伐の調査

- 1 除伐・間伐、針広混交林等誘導伐については、本数調査法により、伐採率を確認する。
- 2 除伐については、不用木を全て除去しているかどうか確認する。
- 3 除伐・間伐において、選木作業を伐倒とは別途に行う場合（伐倒と同時にを行う場合は除く。）で、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングした作業の実施状況については、当該作業状況を撮影した写真等により確認する。

第17 植栽の調査

- 1 植栽本数については、本数調査法による。
- 2 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。
- 3 地拵えについては、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。

第18 下刈りの調査

- 1 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。
- 2 下刈り回数を施業履歴等により確認する。また、令和4年度以降に植栽した施行地において、4回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真及び書類により、下刈りの必要性を確認する。

第19 雪起こしの調査

- 1 雪起こしは、テープ等の資材を使用する場合とし、根踏みによる雪起こしでないこと。
- 2 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数調査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率に被害区域面積を乗じて求める。
- 3 被害区域面積は被害木のある森林面積とする。

第20 枝打ちの調査

- 1 枝打ちの本数については本数調査法により確認し、枝打ち実施本数をもって査定本数とする。
- 2 標準地において、枝打ち幅及び切口の仕上がり状況を確認する。

第21 搬出促進の調査

市場等へ出荷した材積の確認は、間伐実施林分の状況による出荷伝票の数量の妥当性から判断する。

第22 森林作業道の調査

森林作業道については、岡山県森林作業道実施基準（平成23年8月25日付け、治第611号）による。ただし、作業道の機能強化（補修・災害予防措置）については、施工した工種毎に規格、数量、仕上がり状況を確認する。作業道の機能強化（路面排水施設計画（実施を伴うもの））については、路面排水施設が施工計画どおりに施工できていることを確認する。また、作業道の点検の現地調査については、維持管理行為の実施状況（路面上の草木本類の除去、路面の簡易補修等）及び施工区間延長及び工作物の規格、数量、仕上がり状況等について、申請書に添付された記録写真及び出来形図等で確認するとともに、現地において、維持管理行為の実施状況及び延長について1測点間以上で確認する。

第23 獣害対策の調査

- 1 獣害対策（設置）については、適用標準単価の設計仕様（岡山県造林事業単価表（留意事項）参照）以上の効果が発揮できることを確認する。
- 2 当該獣害対策（設置）と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。
- 3 獣害対策（点検・改修）については、点検又は改修の実施状況について、申請書に添付された記録写真等の書類で確認する。ただし、書類で確認できない場合は、現地において実施状況を確認する。

第24 ドローン資材運搬促進

ドローンによる資材運搬については、申請書に添付された記録写真等の書類で確認する。

第25 GNSS 測量促進

GNSS 測量については、国庫補助事業の測量野帳により GNSS 測量の実施を確認する。あわせて、

岡山県森林クラウド上の測量成果のシェープファイルの登録の有無を確認する。

第 26 その他

- 1 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- 2 林齢については、当該施行地の植栽時の調査、事業主体からの聞き取り、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。
- 3 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第 3 節 現地での確認

第 27 現地確認の手法

- 1 第 7 の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。
 - (1) 1 施行地面積が次の面積未満のものについては、当該施行地の 1/10 以上に相当する数を無作為に抽出した施行地で実施する。
 - ア 事業主体が市町村及び公社の場合 10.0ha
 - イ ア以外の事業主体の場合
 - (ア) 植栽 1.0ha
 - (イ) 植栽以外 3.0ha

なお、植栽には、獣害対策（設置：食害防護資材）を含む。
 - (2) 森林作業道及び獣害対策（設置：シカ防護ネット）の施行地にあって 1 施行地の延長が 2,000m 未満のものについては、当該施行地の 1/10 以上に相当する数を無作為に抽出した施行地で実施する。
 - 2 無作為抽出の方法等については、「造林事業調査要領の留意事項」による。
 - 3 現地確認等において、疑義が認められる申請については、前 2 項に定める抽出調査は適用しないものとする。また、疑義が認められる申請を行った事業主体に対しては、一定期間、全数調査を実施するものとする。
 - 4 精度の高い既存の図面により申請のあった場合には、調査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、確認するものとする。

第 28 現地確認の体制等

- 1 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。
- 2 調査時における、調査員及び立会人並びに調査状況（測量成果、伐採本数、施工状況等）の写真を撮影し、調査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS データが記録されたものとする。
- 3 現地確認を実施した施行地の調査調書にはその旨記載し、次の確認事項を施業図等に朱線で記入する。ただし、GNSS データが記録された現地確認写真等により現地確認位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。
 - (1) 調査員が調査のため踏査した経路
 - (2) 調査した線及び測点
 - (3) 標準地の位置
 - (4) 調査事項及び結果

附 則

この要領は、平成 26 年度事業から適用する。

附 則（平成 26 年 7 月 14 日 治第 269-3 号）

この要領は、平成 26 年度事業から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 治第 47 号）

この要領は、平成 27 年度事業から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 29 日 治第 333 号）

この要領は、平成 28 年度 2-4 半期事業から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日 治第 770 号）

この要領は、平成 29 年度事業から適用する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日 治第 350 号）

この要領は、平成 30 年度 3-4 半期事業から適用する。

附 則（令和元年 8 月 7 日 治第 305 号）

この要領は、令和元年度 2-4 半期事業から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日 治第 748 号）

この要領は、令和 3 年度事業から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日 治第 748 号）

この要領は、令和 4 年度事業から適用する。

附 則（令和 4 年 9 月 7 日 治第 344 号）

この要領は、令和 4 年度 3-4 半期事業から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 治第 722 号）

この要領は、令和 5 年度事業から適用する。

附 則（令和 5 年 7 月 14 日 治第 267 号）

この要領は、令和 5 年度 2-4 半期事業から適用する。

